

1-4 安心・安全を実感できるまち

- 1-4-1 地域が見守るまちをつくる
- 1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる
- 1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる
- 1-4-4 災害に強いまちをつくる
- 1-4-5 犯罪のないまちをつくる
- 1-4-6 交通事故のないまちをつくる

1-4 安心・安全を実感できるまち

基本目標 1-4

安心・安全を実感できるまち

安心して暮らすためには、災害や事故などに対する安全対策がしっかりなされていることとともに、病気やけがなどに対する医療体制や福祉施策、社会保障などさまざまな対策が必要です。

本市でも、少子・高齢化の進行に伴い、既に高齢化率が29%を超えるなど本格的な高齢社会が進行しています。将来にわたって市民が地域の中で安心して暮らしていくためには、今後予測される人口構成に対応した地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、ヤングシルバーを含めより多くの市民の参画による地域福祉活動を積極的に促進し、地域福祉の充実を図ります。さらに、推進体制の強化による高齢者や障害者、児童に対する支援の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた福祉・保健・介護・医療サービスを提供するため、地域福祉推進体制や地域医療体制の一体的な整備の推進により、市民だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、地震や山火事等の災害に対する防災対策に取り組むとともに、防犯、交通安全、医療、福祉などの体制の充実を図り、地域の人々が相互に助け合う、地域共助の気持ちが浸透したまちを目指します。

個別目標

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

お互いが気軽に協力し助け合える地域のコミュニティを形成します。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

だれもが必要なときに適正な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

健康で暮らせるように、また病気等になったときも安心して医療が受けられるような環境整備を進めます。

1-4-4 災害に強いまちをつくる

災害に強く、また災害が発生したときも被害が最小限となるような備えの充実・整備を進めます。

1-4-5 犯罪のないまちをつくる

犯罪の発生や被害のない、安心して暮らせる環境整備を進めます。

1-4-6 交通事故のないまちをつくる

交通安全施設の充実を図るとともに、市民全員で交通安全ルールへの遵守に努め、交通事故をなくします。

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

お互いが気軽に協力し助け合える地域のコミュニティを形成します。

現況と課題

近年、子供たちが犯罪や事故に巻き込まれる件数が増加しており、子供の安全を守る環境づくりを地域全体で取り組んでいくことが求められています。子供を犯罪から守る取り組みとして、現在、設置されている「子ども110番の家」については、実際に危険を感じたときに駆け込むまでには至っておらず、十分に機能していないため、子供たちへの周知を徹底し、のぼりを立てるなど駆け込みやすい状況をつくるとともに、不審者に対する抑止力効果につながるよう、地域住民との協力体制のさらなる強化を図る必要があります。また、子供の交通安全を確保するために、子供に対する交通安全教育に取り組むと伴に、大人が見本となるよう率先して交通ルールを守ることはもちろん、地域住民が一体となって交通安全意識を高めていくことが必要です。

本市では、地域と協力して、通学時間帯におけるグループでの散歩・ウォーキングを兼ねた巡視活動や、子どもへの声かけ・あいさつ運動を展開するとともに、警察や青少年育成大月市民会議など、関係機関と地域が一体となった子どもの安心・安全確保のための体制がとられています。今後はさらに、保護者の参加を促すための意識の高揚を図るとともに、組織の充実に努める必要があります。

また、核家族化が進行するなか、若いお母さんが安心して子育てができるよう、各種保健事業や大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て相談、一時預かり事業等を実施するなど、子育ての環境整備が求められています。

一方で、高齢化の進展に伴い、要介護者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、介護保険制度を中心にインフォーマルサービス*を含め、充実したサービスの提供体制を確保するとともにサービスの質的向上に取り組むなど、高齢者や障害者が住み慣れた地域で心すこやかに暮らせるよう、安心を大切にすまちづくりが求められています。

◆高齢者等の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
高 齢 者 数	8,061	8,175	8,238	8,410	8,412	8,344
男性	3,339	3,381	3,433	3,525	3,543	3,514
女性	4,722	4,794	4,805	4,885	4,869	4,830
高 齢 者 率	26.1	26.8	27.5	28.5	29.1	29.3
一人暮らし高齢者	826	889	952	976	987	1,014
男性	191	214	236	238	235	237
女性	635	675	716	738	752	777

（資料：介護課）

◆災害時要援護者登録者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 23 年
登 録 者 数	101	136	233	322	325	362

（資料：福祉課）

*インフォーマルサービス 行政等が提供する公的サービス以外の近隣・地域住民によるボランティアや民間団体などによる生活を支える支援サービスのこと

1-4 安心・安全を実感できるまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

ご近所の声が聞こえ、地域のコミュニティがしっかりしている

高齢者や障害者を地域がささえている

地域福祉のためのしくみが整っている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・地域福祉を支える地域コミュニティの強化
- ・地域ぐるみの見守り体制づくり
- ・地域における青少年の健全育成の強化
- ・学校・家庭・地域の連携強化
- ・子育て支援計画の推進
- ・若いお母さんへの支援対策の充実

- ・元気な高齢者支援の充実
- ・一人暮らし高齢者の生活支援の充実
- ・障害者福祉の充実
- ・災害時要援護者登録者の拡充
- ・ボランティアの育成および教育の充実
- ・ボランティア・リーダー研修および組織のネットワーク化
- ・ボランティア・コーディネーターの活用
- ・民生・児童委員活動の支援

- ・地域福祉計画の推進
- ・社会福祉協議会および民間福祉団体の充実
- ・福祉施設の連携および積極的な利用の推進
- ・地域住民の交流活動の推進

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

施策の方向

ご近所の声が聞こえ、地域のコミュニティがしっかりしている

●地域福祉を支える地域コミュニティの強化【福祉課】

- ・市民が住みやすく、お互いが支えあい、助け合うまちづくりのため、自治会活動の強化やボランティア団体、NPO法人を育成し、地域コミュニティのネットワーク化を促進します。

●地域ぐるみの見守り体制づくり【市民課・社会教育課】

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。
- ・犯罪から身を守るための知識の普及を図ります。
- ・防犯活動団体の育成を図り、地域安全運動を促進します。

●地域における青少年の健全育成の強化【社会教育課】

- ・家庭教育の充実、青少年の地域活動と体験活動の推進、青少年育成環境の充実、青少年育成関係団体の連携などを進め、青少年の健全育成に努めます。

●学校・家庭・地域の連携強化【福祉課】

- ・児童福祉に関する専門的支援を必要とする相談、調査および訪問指導業務を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会により、地域全体で児童の虐待防止、健全育成を図ります。

●子育て支援計画の推進【福祉課】

- ・平成22年度に策定した「大月市地域子育て支援計画（後期計画）」に基づき、子育て支援策を推進します。

●若いお母さんへの支援対策の充実【福祉課・保健課】

- ・核家族化の中で子育てに奮闘する若いお母さんを支援するため、子育てに係る諸手当や事業を推進します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て情報の提供や来所・電話・メール等による子育て相談、「親子遊び」、「ファミリー・サポート・センター*」等により子育てを支援します。
- ・ママパパ学級、乳幼児健診、離乳食教室、発育発達相談など、お母さんと子どもを支援するための各種保健事業を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ファミリー・サポート・センターの利用回数	73回	200回	329回	360回	制度の周知を図り、利用会員の増加を図ります。

*ファミリー・サポート・センター 急な用事などで、一時的に育児や介護の支援を受けたいという需要に対応するために、地域社会で保育所までの送迎等の補助的な世話をを行う組織のこと。

1-4 安心・安全を実感できるまち

高齢者や障害者を地域がささえている

●元気な高齢者支援の充実【介護課・保健課】

- ・高齢者がいつまでも健康でいられるよう、初期段階の要介護者を対象に介護予防教室等を開催し、状態の改善、悪化の防止を図ります。
- ・地域の人々が高齢者を敬愛する思想の普及・充実を図ります。
- ・高齢者の生きがいと健康づくりを目的に、健康教室やスポーツ大会等の開催や、各種スポーツ活動への支援を行います。
- ・高齢者の社会参加や健康づくり・生きがいづくりの増進や外出機会の拡大を図るため、公共交通機関の利用を支援します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
健康教室開催数	5回	20回	31回	50回	高齢者がいつまでも健康でいられるよう、相談、教育、健康診査、指導など老人保健サービスの充実を図ります。
高齢者健診参加者数	1,600人	2,000人	1,316人	1,600人	

●一人暮らし高齢者の生活支援の充実【介護課】

- ・生活の安全確保を図るため、一人暮らしの高齢者への緊急通報システム、配食サービスなど生活支援の充実に努めます。
- ・一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への友愛訪問など、ふれあい福祉の推進を図ります。

●障害者福祉の充実【福祉課】

- ・障害者団体の研修事業やサークル活動、手話等のコミュニケーション*や通院等の移動支援など、多様な需要に対応できるボランティア組織を育成します。
- ・平成24年度に「第3次障害者福祉計画」を策定し、計画に基づき障害者福祉施策を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
第3次障害者福祉計画の策定	—	—	—	策定	市の障害者の状況を踏まえ、障害者の施策に関する基本的な計画を策定します。

●災害時要援護者登録者の拡充【総務管理課・福祉課】

- ・災害時要援護者登録制度の推進により要援護者や地域支援者を記載した登録台帳を整備し、民生・児童委員や地区社会福祉協議会、自主防災組織などと連携して登録者の拡充を図るとともに、災害時の救援活動が迅速に行えるように努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
災害時要援護者登録者数	101名	450名	362名	1,000名	虚弱高齢者や障害児者等の要援護者を台帳に整備し、災害時の救援活動が迅速に行えるよう努めます。

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

●ボランティアの育成および教育の充実【福祉課】

- ・市民参加型福祉を促進するため、市民のボランティア意識の啓発やボランティア体験講座、手話ボランティア体験講座等各種ボランティア講座を開催し、ボランティアの普及に努め、それが実践活動につながるよう地域に根ざした活動の支援に努めます。特に、団塊の世代を地域活動の即戦力としてとらえ、組織づくりや活動について積極的に支援していきます。
- ・市内小・中学校および高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を深めるためのボランティア教育の充実を図るとともに、社会福祉協議会の各種行事に参加を呼びかけ、ボランティア活動の促進に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ボランティア養成講座開催数	7講座	10講座	1講座	15講座	市民へのボランティア意識の啓発活動や各種体験講座等の開催により、ボランティアの普及を図ります。

●ボランティア・リーダー研修および組織のネットワーク化【福祉課】

- ・ボランティア・リーダー研修を実施します。
- ・ボランティア団体のネットワーク化を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ボランティア登録団体数	8団体	30団体	29団体	35団体	高齢化が続く地区ボランティアのあり方を見直し、各種団体のボランティア登録を進めるとともに、ボランティア（手話・介護等）の育成を行います。
ボランティア登録者数	5,762人	6,000人	4,855人	6,000人	

●ボランティア・コーディネーターの活用【福祉課】

- ・ボランティア活動を円滑に推進するため、現在登録しているボランティアを詳細に把握し、必要な人に必要なサービス対応ができるようにボランティア・コーディネーターを活用します。
- ・ボランティア活動を活発化させるため、相談体制を強化します。

●民生・児童委員活動の支援【福祉課】

- ・民生・児童委員は、地域において障害者や高齢者の話し相手になったり、支え合いの中心になって活動していますが、さまざまな相談にも対応できるよう、研修会の充実および相談窓口と支援体制の充実を図ります。

地域福祉のためのしくみが整っている

●地域福祉計画の推進【福祉課】

- ・平成24年度に「第二期地域福祉計画」を策定するとともに、計画に基づいた取り組みを行い、地域の多様な生活課題を地域住民が積極的かつ自発的に地域全体で解決していく仕組みづくりを確立します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
第二期地域福祉計画の策定	—	—	—	策定	福祉サービスの適切な利用を推進するための計画を策定します。

*コミュニケーション 人と人がお互いの考えや気持ちなどの情報を伝えあい、理解しあうこと。意思疎通。

1-4 安心・安全を実感できるまち

●社会福祉協議会および民間福祉団体の充実【福祉課】

- 福祉サービス需要が多様化し増大が予想されることから、社会福祉協議会が中心となり、下部組織である地区社会福祉協議会の基盤強化や民間福祉団体の充実のための指導・支援を図ります。

●福祉施設の連携および積極的な利活用の推進【福祉課】

- 地域福祉の拠点となる総合福祉センター等の福祉施設の活用により、社会福祉協議会や民間福祉団体と連携した福祉サービスを提供するとともに、積極的な利活用を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
総合福祉センター利用者総数	48,368人	60,000人	42,149人	45,000人	福祉の拠点として気楽に利用できる施設運営を目指します。

●地域住民の交流活動の推進【福祉課・介護課】

- 各地区の民生・児童委員およびボランティアが中心となり、歩いていける範囲内の地区公民館等で高齢者がお茶飲み会やレクリエーションを行う「ふれあい・いきいきサロン」などを開催し、地域と交流できるよう積極的に取り組みます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ふれあい・いきいきサロンの設置箇所数	—	—	44箇所	100箇所	ふれあい・いきいきサロンを拡充し、孤立や孤独を防ぎ、仲間づくりに寄与します。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

だれもが必要なときに適正な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

現況と課題

景気の低迷や急速な高齢化の進行などにより、雇用不安や日々の暮らしの保障、老後の生活設計など、人々の暮らしへの不安感は拭いきれない状況にあります。

市民の健康を支える重要な役割を担っている国民健康保険についても、被用者保険（社会保険等）からの切り替えや被保険者の高齢化による低所得者層の増加に伴い保険税収入が停滞する一方、医療技術の進歩と慢性疾患の増加といった疾病構造の変化により、医療費の給付は増大するなど、国民健康保険財政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした国民健康保険が抱える構造的な諸問題を改善するため、現在、市町村の枠を超えた県単位の広域的な国民健康保険制度が模索されています。

また、医療保険者による特定健診・特定保健指導の義務化は、国民健康保険においても、健診の受診率や未受診者対策、健診・保健指導における専門機関の活用など、その取り組みが課題となっています。

いつまでも、元気で自立して暮らしていくことは、多くの高齢者の願いであることから、介護保険制度においては、生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対する介護サービスの実施及び介護予防に関する情報の提供や活動支援など、高齢者がいきいきと生活できる環境整備が必要となっています。

◆国民健康保険の概況

（単位：世帯・人・％）

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
住民基本台帳	世 帯 数	10,818	10,846	10,848	10,810	10,729	10,664
	人 口	30,907	30,526	29,956	29,464	28,895	28,326
国民健康保険	世 帯 数	6,077	6,103	6,054	4,557	4,557	4,440
	被保険者数	12,077	11,880	11,571	8,373	8,346	8,032
加 入 率	世 帯 数	56.2	56.3	55.8	42.2	42.5	41.6
	被保険者数	39.1	38.9	38.6	28.4	28.9	28.4

（資料：保健課）

1-4 安心・安全を実感できるまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

福祉・保健・介護・医療のネットワークの形成により、だれもが気軽に相談することができる

健全な国民健康保険制度等の運営により、市民の病気に対する備えがしっかり守られている

介護保険制度の充実により、住み慣れた地域ですっと暮らすことができる

だれもが必要な支援を受けることができる

年金制度が充実し老後の生活設計に不安がなくなっている

火葬場の適正な管理運営が図られている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの推進
- ・地域ケア介護の活用およびサービス提供体制の一元化
- ・ニーズに合った適切な相談・指導体制の充実

- ・経営の健全化
- ・医療費の適正化
- ・後期高齢者医療制度運営への協力

- ・介護保険制度の運用
- ・地域包括支援*センターの運営
- ・地域包括支援のネットワークの連携強化
- ・在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実
- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護サービスの充実
- ・公正な介護サービスの確保
- ・地域福祉推進体制の確立
- ・事業計画推進体制の充実

- ・医療費の助成
- ・社会保障制度の充実
- ・自立支援のための諸制度の充実
- ・住宅確保の支援
- ・出産育児一時金の支給
- ・子育て支援医療費助成の充実

- ・国民年金制度の周知

- ・市営火葬場の適正な管理運営

*地域包括支援 人々が住みなれた地域でより健康に生き、健康に老い、自立して生活ができるように支援すること。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

施策の方向

福祉・保健・介護・医療のネットワークの形成により、だれもが気軽に相談することができる

●福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの推進【福祉課・介護課・保健課】

- ・市内の医療機関、介護保険事業所等の関係機関と庁内の福祉、保健部門の連携システムの強化とネットワークの整備を図ります。
- ・医療・健康に関しては市民の関心が高く、各種情報が氾濫し情報が簡単に入手できる状況にあるため、正確な情報を提供します。

●地域ケア介護の活用およびサービス提供体制の一元化【介護課】

- ・相談体制を強化し、把握されたケースや相談者に応じて必要時ケース会議を開催するなど関係機関と連携し、サービス提供体制の一元化を図り、適切な支援を行います。

●ニーズに合った適切な相談・指導体制の充実【福祉課・介護課・保健課】

- ・地域生活における相談・指導体制の充実を図ります。
- ・障害者の就労支援のための相談機能の充実や、地域就労支援事業の推進を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
窓口での相談等に対する満足度	—	80%	37.8%	60%	様々な相談に対し、理解していただけるようわかりやすく説明します。

健全な国民健康保険制度等の運営により、市民の病気に対する備えがしっかり守られている

●経営の健全化【保健課・収納対策室】

- ・国民健康保険や高齢者医療の安定化を図るため、医療費の適正化を図るとともに、医療保険制度の抜本的な改革について引き続き国に対して要請していきます。
- ・医療費の状況を踏まえつつ、必要な財源の確保に努めます。
- ・収納率の向上、口座振替制度の奨励等により国民健康保険の安定した事業運営に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
収納率	92%	93%	89.5%	93%	収納率の向上に努め、経営の健全化を図ります。

●医療費の適正化【保健課】

- ・国保連合会と提携してのレセプト点検の徹底を図ります。
- ・重複受診・多受診を点検・把握し、状況に応じた指導等を実施します。
- ・特定健康診査・特定保健指導*を行うとともに、生活習慣病の予防事業、健康づくり事業を通じ、医療費の適正化に努めます。

●後期高齢者医療制度運営への協力【保健課】

- ・75歳以上の方々などが、安心して医療が受けられるよう制度の適切な運営に当たります。

*特定健康診査・特定保健指導 糖尿病など生活習慣病に関する健康診査及び保健指導のこと。

1-4 安心・安全を実感できるまち

介護保険制度の充実により、住み慣れた地域ですっと暮らすことができる

●介護保険制度の運用【介護課】

- ・介護保険制度改正とともにサービスへの選択や利用の拡大が図られ、より充実したものとなりましたが、一方では利用の増大に伴う財政負担が大きな課題となっています。このため、介護保険サービス給付の適正化および効率化をより一層進めるとともに、要介護状態への予防を重視した「予防重視型システム」への転換を図ります。
- ・地域支援事業として、65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定者を受けている方を除く）に対して「健康元気度チェック票」による調査を実施します。その調査結果により、要支援、要介護になるおそれのある高齢者（二次予防対象者）および比較的元気で活動的な状態にある高齢者（一次予防対象者）を把握し、対象者に対し効果的な介護予防事業を実施します。

●地域包括支援センターの運営【介護課】

- ・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、できる限り要介護状態にならないような予防対策をはじめ、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要な支援を包括的・継続的に行うため地域包括ケアの中核的な役割を地域包括支援センターが担います。
- ・地域包括支援センターでは地域における①高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務および権利擁護業務、②介護予防事業および介護保険法に基づく介護予防ケアマネジメント*業務、③高齢者の状態に対応したケアマネジメントを支援する包括的・継続的なマネジメントの支援等を推進します。
- ・地域包括支援センターは市の直轄による運営方式とし、公正・中立性および適切な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会による事業評価を受け、事業の質的向上を図ります。
- ・高齢化が進むことで要介護者の増加、医療費の増加が見込まれ、その抑制には健康寿命をできるだけ伸ばすことが重要であることから、介護予防事業を推進します。
- ・地域包括ケアマネジメントの提供は、福祉・保健・介護・医療の連携、地域の住民活動などを含めたさまざまな地域資源の統合が必要であるため、その育成・活用を図ります。

●地域包括支援のネットワークの連携強化【介護課】

- ・支援を必要とする高齢者を見出し総合相談につなげるとともに、適切な支援を継続するため、地域におけるさまざまな関係者の地域包括支援を推進するためのネットワークの連携を強化します。
- ・高齢者の虐待防止、認知症高齢者の見守りのため、「高齢者の虐待防止・認知症の早期発見ネットワーク」を構築します。
- ・平均寿命の延伸や高齢化が進む中で、だれもが健康で長生きできることを願っており、健康課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、個人の努力と周囲の支援が必要であることから、福祉・保健・介護・医療が連携し、一人ひとりに適したサービスの提供や支援を行うことができる体制を強化します。

●在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実【介護課】

- ・要介護高齢者等の生活を支えていくため、在宅サービスだけでなく、在宅から施設入所、施設や病院からの退所、退所後のサービスの一貫性・継続性などさまざまなサービスを継続的、包括的に提供します。

*ケアマネジメント 一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな福祉・保健・医療などの資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

●介護サービス基盤の整備【介護課】

- ・軽度者の要介護状態等の軽減、悪化防止のための効果的な介護予防サービスの提供を行います。
- ・要支援、要介護になるおそれのある二次予防事業対象者および一次予防事業対象者に対し、効果的な介護予防事業を実施します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
二次予防対象高齢者に対する介護予防教室への参加者数	—	—	62人	70人	地域支援事業を充実させ、介護予防教室を利用して心身の機能向上を図ります。

●介護サービスの充実【介護課】

- ・地域支援事業や予防給付の実施、高齢者や家族に対する総合相談、虐待防止や早期発見等の権利擁護事業の実施、ケアマネジャーへの支援等のための地域拠点として、地域包括支援センターが担います。
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス等の事業者の指定を行う地域密着型サービスを実施します。

●公正な介護サービスの確保【介護課】

- ・公正な介護サービスを確保するため、ケアプラン（介護サービスの利用計画）のチェックやケアマネジャーを対象として連絡協議と研修会を定期的に実施し、介護サービスの質の向上にも努めます。

●地域福祉推進体制の確立【福祉課・介護課・保健課】

- ・福祉・保健・介護・医療など重層的な地域福祉推進体制を整備します。
- ・地域住民同士が支えあっていく、地域包括ケア体制の支援を図ります。

●事業計画推進体制の充実【介護課】

- ・介護保険制度の考え方や内容を理解してもらい、制度の普及に努めます。
- ・第5期介護保険事業計画策定における、介護予防ケアマネジメント事業の強化と内容の充実を図ります。
- ・在宅生活の支援の視点から、より身近な場で介護サービスを受けることができる地域密着型サービスを実施します。

だれもが必要な支援を受けることができる

●医療費の助成【福祉課】

- ・子育て家庭、ひとり親家庭や重度障害者の医療費の自己負担分の助成を行うことにより、世帯の経済的負担の軽減を図るとともに安心・安定した生活を支援します。

●社会保障制度の充実【福祉課】

- ・障害者が自らの能力や適性に応じて、地域で自立した生活をしていくための在宅福祉サービスの充実や、生活支援へのサービスなどを進めます。
- ・サービスの必要な高齢者・障害者への情報提供や生活相談に応じるとともに、福祉サービスが円滑に利用できるよう関係機関との連携を図ります。
- ・日常生活において常時の介護を要する在宅の身体または精神に重度で永続する障害がある者に手当を支給し、本人および家族の生活の安定を図ります。
- ・障害によって発生する特別な経費負担を軽減するため、各種手当て支給制度を継続して実施します。

1-4 安心・安全を実感できるまち

●自立支援のための諸制度の充実【福祉課】

- すべての市民が地域で自立した生活が送れるよう、このとり支援事業、母子自立支援給付金、子育てに係る諸手当、高齢者支援、障害者支援、生活困窮者保護などの諸制度を適正に進めます。また、母子・寡婦福祉資金等の県助成制度について情報提供を行います。

●住宅確保の支援【福祉課・建設課】

- 住宅に困窮している低額所得者に、公営住宅を低廉な家賃で提供します。
- 高齢者および障害者の居住環境の改善に努め、安心・安全な住宅環境の充実を図ります。

●出産育児一時金の支給【保健課】

- 出産育児一時金（国保）を支給することにより、出産に伴う経済的負担を軽減します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
支給件数	34件/年	40件/年	15件/年	35件/年	出産育児一時金の支給により、経済的負担を軽減します。

●子育て支援医療費助成の充実【福祉課】

- 保護者の経済的負担を減らし、子育てを支援するため小学校6年生までの医療費の助成を行うとともに、対象内容を検討します。

年金制度が充実し老後の生活設計に不安がなくなっている

●国民年金制度の周知【市民課】

- 国民年金については、制度や趣旨のPRに努め、身近な相談に対応します。
- 将来への不安を解消するために、運営や必要な制度の改正等について積極的な国への働きかけをしていきます。

火葬場の適正な管理運営が図られている

●市営火葬場の適正な管理運営【市民課】

- 公衆衛生、その他公共の福祉、火葬の普及状況などから火葬場は市民にとって必須の施設となっています。施設の老朽化が進んでいますが、正常稼働のための営繕や、さらなる運営面の改善に努めるとともに、市民サービス・利便性の向上を図るため、新たな施設整備に向けた検討を行ないます。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

健康で暮らせるように、また病気等になったときも安心して医療が受けられるような環境整備を進めます。

現況と課題

健康志向が定着するなか、食生活の改善や運動を行うなど、自ら健康づくりを実践する市民が増えています。本格的な高齢社会を向かえ、あらゆる世代が自分の健康に関心を持ち、健康で健やかに地域で暮らせることは市民一人ひとりの願いであり、協働して活力ある地域社会を形成し、維持していく上で欠かせない要素であり、医療や社会保障の適正化の視点からも極めて重要な意味があります。

そのためには、生活習慣病予防健診や企業健診などにより、メタボリックシンドロームの該当者や予備群への早期介入、生活習慣病等の早期発見に努めるとともに、健康保持・増進の活動等を通して、市民の生涯にわたる健康を確保するための体制を強化することが必要です。

本市では平成22年3月市立中央病院に併設する健診センターを全面的に改修し、生活習慣病健診やがん検診、企業健診等に対応できる体制を整えてきましたが、地域の医療・保健分野で基幹的・中核的な役割を果たすため、予防医療から急性期・長期療養医療までの地域医療のネットワークの拠点施設として機能を強化していく必要があります。

一方では、地域医療の危機の連鎖が全国各地で発生、顕在化していることから、医療を取り巻く環境も大きく変化し、国において本格的な支援が始まりました。市立中央病院を含む富士・東部医療圏は、県下2番目の人口規模を持つ医療圏ですが、最も充実している中北医療圏との医療格差が顕著であるとして「地域医療再生計画」の対象医療圏に選定され、圏域全体で一般的な医療から高度な医療まで完結できる体制を確保するため、各種事業が展開されています。

さらに、国では県単位に新たな枠組みでの地域医療再生計画への追加支援が行われています。

市立中央病院は、市民に、より安全で安定した医療を提供し、地域の中核病院として役割を果たすとともに、休日・夜間の24時間救急医療体制の整備・充実が求められています。

また、東日本大震災を契機とした防災意識の高まりにより「災害医療拠点病院」の役割が一層求められています。



市立中央病院

1-4 安心・安全を実感できるまち

◆健診受診状況

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基本健診	2,951	2,715	2,480	—	—	—
特定健診	—	—	—	1,109	1,610	1,500
若年健診(39歳以下)	—	—	—	89	112	81
高齢者健診	—	—	—	366	361	386
すこやか大月市民健診	755	684	744	244	233	172
胃がん健診	1,580	1,232	2,067	1,039	1,107	1,085
子宮がん検診	896	896	1,244	759	867	888
乳がん健診	904	747	1,114	708	917	839
大腸がん検診	1,793	1,772	2,826	2,039	1,713	1,693
肺がん健診	2,935	2,695	3,144	2,029	1,951	1,790
肝がん健診	1,978	1,583	3,023	2,213	2,108	1,815
前立腺がん検診	694	650	617	705	554	571
肝炎ウィルス健診	517	250	311	326	369	218
歯周疾患健診	305	271	256	260	209	172

(資料：保健課)

◆市立中央病院の概況

(単位：人・床・%)

			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
取 扱 患 者 数	外来	年 計	80,458	82,246	75,838	73,758	81,200	91,727
		1 日平均	274	280	258	251	277	312
	入院	年 計	38,930	40,054	35,893	25,993	30,566	36,669
		1 日平均	107	110	98	71	84	101
	計	年 計	119,388	122,300	111,731	99,751	111,766	128,396
		1 日平均	381	390	356	322	361	413
病 床 数 (床)			243	243	243	243	230	230
病床利用率 (%)			44.60	45.90	41.00	29.80	37.10	44.50
職 員 人 数	医 師		66 (60)	68 (61)	66 (60)	74 (67)	89 (80)	78 (68)
	看 護 師		81 (15)	85 (23)	86 (24)	85 (24)	87 (26)	86 (27)
	薬 剤 師		9	9	7	5	5	6
	× 線 技 師		5	5	5	4	4	5
	臨床検査技師		10	10	8	5	5	8
	その他の技師		23 (1)	21	22 (1)	19 (1)	20 (1)	21 (1)
	事 務 員		22 (1)	18 (1)	17 (2)	14 (2)	17 (5)	17 (4)
	そ の 他		37 (16)	34 (15)	25 (13)	22 (10)	22 (11)	23 (14)
	計		253 (93)	250 (100)	238 (100)	231 (104)	252 (123)	244 (114)

() は非常勤医師、賃金職員

(資料：市立中央病院)

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市民一人ひとりの健康が守られている

みんなが健康づくりに真剣に取り組んでいる

安心・安全で快適な医療施設・設備が整っている

市民が安心できる時代のニーズに対応した医療サービスが提供されている

市立中央病院において健全な経営が行われている

身近に利用できる医療のネットワークが整い、市民に最良の医療が提供されている

いざというときの救急救命・救助体制が充実している

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・保健事業の充実
- ・健康管理情報システムの活用
- ・成人保健の推進
- ・高齢者保健の推進
- ・乳幼児期の健康管理の支援

- ・健やかライフおおつき21の推進
- ・健康づくり活動の推進

- ・市立中央病院増改築事業の推進
(地域医療再生計画交付金事業の活用)
- ・高度医療機器の計画的な整備
- ・災害拠点病院としての機能強化

- ・専門的知識を有する人材の確保
- ・診療情報の電子システム・ネットワーク化の推進

- ・経営基盤の充実および効率的な運営

- ・診療ネットワークの充実・強化
- ・市立中央病院と救急医療機関との連携強化
- ・市立中央病院と医師会との連携強化

- ・救急救命業務の高度化
- ・救急医療体制の充実

1-4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

市民一人ひとりの健康が守られている

●保健事業の充実【保健課】

- ・国民健康保険加入者への特定健診、特定保健指導等を実施することにより、生活習慣病の予防を図ります。
- ・市立中央病院や関係医療機関と連携し、住民の健康保持と疾病予防・早期発見に努め、市民の健康確保に努めます。
- ・各種がん検診の受診率向上に取り組めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
特定健診の受診率	—	—	25.3%	65%	健診事業の受診率の増加を図ります。

●健康管理情報システムの活用【保健課】

- ・健康管理情報システムを活用し、市民の健康管理に寄与します。

●成人保健の推進【保健課】

- ・健診結果に基づく保健指導、健康相談・健康教育の推進・強化を図り、生活改善や積極的な健康づくり活動を実践することで生活習慣病（特にメタボリックシンドローム*）の予防に努めます。
- ・自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を促進します。
- ・80歳になっても20本以上自分の歯を保つ、8020推進事業を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
健康診断を受ける人の割合	青年44.6% 壮年60.2% 中年68.8%	55% 70% 80%	49.3% 65.0% 70.4%	53% 69% 74%	年に1回、健康診断を受診することで、一人ひとりが自分の健康状態を把握することができ、自分に合った健康づくりに取り組むことができます。 （後期基準値はH19年実施のアンケート結果）

●高齢者保健の推進【保健課】

- ・地域包括支援センターと連携し、健康づくり、介護予防に関する知識の普及、意識の啓発に努めます。
- ・基本健診・各種がん検診を実施します。
- ・健診結果等に基づき、生活習慣病予防のための健康相談・健康指導を実施します。
- ・高齢期には、加齢に伴う運動機能の低下、足腰の痛み、生活習慣病の発症などの状態に陥ることが少なくないことから、適切な運動を心がけ、バランスの良い食生活を実践することで、元気な高齢者が増えるよう指導・支援に努めます。
- ・自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を推進します。
- ・80歳になっても20本以上自分の歯を保つ、8020推進事業を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
意識的に運動を心がけている人（高齢者）の割合	55.3%	65.0%	45%	48%	要介護にならないために、運動を続け、機能低下を予防します。 （後期基準値はH19年実施のアンケート結果）

●乳幼児期の健康管理の支援【保健課】

- ・乳幼児健診等を通じて健康状態を把握し、疾病や障害の早期発見、健康増進を図ることができるよう支援します。
- ・心身の発達や健康状態に応じ、保育所（園）、幼稚園、学校等関係機関と連携し、支援します。

*メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態のこと。

それぞれ単独でもリスクを高める要因であるが、これらが多数重積すると相乗的に動脈硬化性疾患の発生頻度が高まる。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

みんなが健康づくりに真剣に取り組んでいる

●健やかライフおおつき21の推進【保健課】

- 健康づくり推進協議会を中心に、市民・地域・行政がそれぞれの役割を持ち、市民の生涯にわたる健康を確保するため、健やかライフおおつき21を促進します。
- ライフサイクルに応じた健康課題についての取り組みを推進するとともに、評価を行います。

●健康づくり活動の推進【保健課】

- メタボリックシンドローム等生活習慣病を予防し、健康で長生きするために、市民・地域・行政が一体となって、子どもも大人も良い生活習慣を身につけられるよう取り組みます。
- 健康教室や行事に積極的に参加する市民を増やします。
- 健康づくりに携わる組織を育成し、連携を図ります。
- 健康づくりについて高い意識をもつ市民と地域の育成に努めます。
- 福祉保健まつり等のイベントや事業等を通じて、健康づくりへの意識啓発、知識の普及に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
1日30分以上の運動を週に2回以上行っている人の割合	—	—	青年30.3% 壮年18.2% 中年29.7%	青年33% 壮年22% 中年33%	運動は生活習慣病を予防し、また、生活の質の改善に効果があるとされていることから、健康の保持・増進のために運動を生活習慣として実践する人を増やします。 (後期基準値はH19年実施のアンケート結果)

安心・安全で快適な医療施設・設備が整っている

●市立中央病院増改築事業の推進(地域医療再生計画交付金事業の活用)【中央病院】

- 地域医療再生臨時特例交付金の拡充による事業採択を受け、外来、入院の診療機能を極力維持し、救急センター機能を持つ新病棟を建設します。また、老朽化した「本館」は解体・撤去し、「本館」以外の施設は耐震補強工事を行い、新病棟と一体的な施設整備を進めます。また、撤去した本館跡地は立体駐車場として整備します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
新增改築事業の進捗率	—	—	0%	100%	実施設計、増改築事業及び関連工事等の進捗状況を把握し、安全で快適な医療の早期提供を目指します。

●高度医療機器の計画的な整備【中央病院】

- 一般的な入院治療が可能となる診療体制を確立し、近隣市立病院と機能分担を図るなかで、循環器疾患医療分野を中心とした医療ニーズに対応するため、医療機器等の計画的な整備を図ります。
- 化学療法室の整備など、新生物分野への医療に積極的に取り組みます。
- 高度医療機器の共同利用等を進め、地域医療連携の強化を図ります。

●災害拠点病院としての機能強化【中央病院】

- 市立中央病院は、平成8年11月に災害拠点病院に指定され、防火水槽、高圧自家発電設備などの整備を進めてきましたが、新病棟の建設などにより災害時医療救援体制のさらなる整備・拡充を図ります。
- 災害拠点病院として、医療資材、簡易ベッド、食料等災害医療に対応できる必要な資材の備蓄を進めます。
- 東海地震等、大規模な災害を想定した近隣病院との相互医療支援体制を検討します

1-4 安心・安全を実感できるまち

市民が安心できる時代のニーズに対応した医療サービスが提供されている

●専門的知識を有する人材の確保【中央病院】

- 医療の高度化、医療安全体制の充実、在院日数の短縮等によって医療の業務量は飛躍的に増加しています。市立中央病院では、高度で多様化する医療ニーズに応えるため専門的知識を有する医療技術者の確保と人材の育成に努め、質の高い医療を提供します。
- 院内委員会活動を充実・強化し、職員の資質の向上を努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
職員研修会の実施	年4回	年6回 以上	年5回	年8回	質の高い医療の提供を目指して、計画的な職員研修を実施します。

●診療情報の電子システム・ネットワーク化の推進【中央病院】

- 放射線科で撮影した画像を診察室やカンファレンス室で患者さんや家族に説明できる「医用画像情報システム（PACS）」の充実・強化を図り、診療機能の向上に努めます。
- 電子カルテの導入を含め、オーダリングシステム*の充実・強化を図り、業務処理の迅速化や正確化を図るとともに、医療情報の共有化を図り、診療、経営管理等を推進します。

市立中央病院において健全な経営が行われている

●経営基盤の充実および効率的な運営【中央病院】

- 常に診療報酬の改定とその動向を注視し、施設基準の取得、専門医療職の確保等により医業収益の増加を図ります。
- 医師、看護師を確保し、医業収益の根幹となる入院収益を確保し、経営基盤を強化します。
- 独立採算制の経営基本に基づき、人件費、材料費、経費の見直しを行い、無駄のない経営に努めます。
- 効率的な経営を図るため、業務のアウトソーシング*を積極的に推進します。

身近に利用できる医療のネットワークが整い、市民に最良の医療が提供されている

●診療ネットワークの充実・強化【中央病院】

- 病診連携を進め医療のネットワークを整備し、予防医療から急性期医療まで一貫して市民に提供できる体制づくりに努めます。
- 関連病院協定を締結した東京女子医科大学・関連医療機関及び山梨大学、県立中央病院等医療圏外との病病連携も進めます。

*オーダリングシステム 紙に手書きしていた伝票や処方箋内容をコンピュータに入力することによって、薬局での処方箋処理から医事会計までを電子化するしくみのこと。

*アウトソーシング 従来内部で行われていた業務を外部に委託し、外部の専門的な機能や資源を活用することにより効率を高めるとともに、内部の業務をより重要な分野に集中させる手法。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

●市立中央病院と救急医療機関との連携強化【中央病院】

- ・地域医療再生交付金による整備を進め、二次救急医療機関*として富士・東部医療圏域内で発生した救急患者に対し、的確な診療が行える人的体制の整備に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
救急患者搬送率	60%	85%	76.3%	90%	救急（市消防署取扱救急）患者のうち、当病院への搬入（受入）率を高めます。

●市立中央病院と医師会との連携強化【保健課】

- ・富士・東部地域の救急医療については、病院群および在宅当番医制（医師会）による体制を維持します。また、小児救急医療については、県と県内市町村で運営する「山梨県小児救急医療事業」に参画することにより、小児救急医療体制の維持・強化を図ります。

いざというときの救急救命・救助体制が充実している

●救急救命業務の高度化【消防課・消防署】

- ・自動体外式除細動器（AED）*の使用が一般市民にも認められることとなり、救命効果の更なる向上が期待されることから、救命効果の向上のために、市民による応急手当普及啓発活動を積極的に促進します。
- ・救命効果を向上させるため、救急車搬送中の薬剤投与、気管挿管、除細動等の処置向上を図ります。また、救急救命士などの救急隊員の養成や高規格救急車、高度救命処置資機材の整備を図り、医療機関との連携を強化するとともに、救急隊が到着するまでの応急手当について市民に普及、啓発を図るなど、救急業務の高度化を図ります。

●救急医療体制の充実【保健課・中央病院】

- ・市内医療機関、近隣市町村と連携し、休日・夜間診療体制が円滑に実施できるよう体制の充実を図ります。
- ・小児救急医療体制の整備および事業の周知徹底を図ります。
- ・広域的な視点に立ち、救急医療体制の整備を推進します。

*二次救急医療機関 救急医療の機能分担を明確にするため、急傷病者の様態別に救急医療期間を初期（軽症）、二次（重症）、三次（重篤）と区分した体制の1つ。

*自動体外式除細動器（AED） 高性能の心電図自動解析装置を内蔵し、心臓の心室細動が発生した場合に、心臓に電気ショックを与えて本来の機能を回復させる装置。

1-4-4 災害に強いまちをつくる

災害に強く、また災害が発生したときも被害が最小限となるような備えの充実・整備を進めます。

現況と課題

本市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、また、首都直下地震等の影響も想定されています。地形の起伏が多いという本市の地理的条件から、災害に強いまちづくりにあたっては、急傾斜地崩壊危険箇所などの整備や、災害時の孤立地区発生に対応した情報の収集・伝達手段を確保する必要があります。

また、市街地での未改修道路の解消や住宅密集地における建築物の不燃化、さらには、災害対策用物資の備蓄や防災施設、消防水利等を一層充実させるとともに、学校等公共施設の耐震化を進めるなど防災拠点としての強化を図る必要があります。

こうしたハード面の整備とともに、市民一人ひとりが地震や台風時における避難方法や二次災害の防止等についての基礎知識を身につけ、災害時に自ら適切な行動がとれるよう、日頃から自主防災意識を持つことが大切です。このため、職場や学校、生涯学習における防災教育の徹底を図るとともに、あらゆる機会を通じて防災意識を高める必要があります。

また、災害対策活動拠点となる常備消防体制の強化や、地域消防の要となる消防団や自主防災組織の強化に向けた防災リーダーの育成とともに、多様な防災訓練等を通して地域住民の防災意識の醸成を図り、市民一人ひとりが率先して行動できるような災害活動体制の確立が必要となっています。

さらに、相互応援協定に基づく行政相互の応援体制の確立をはじめ、病院・医師会等関係機関との連携強化、企業等との災害時応援協定の拡充、市内各種団体との協力体制の強化などにより、防災ネットワークを形成・強化し、地域の総合防災力を高める必要があります。

◆消防車両等整備状況（平成 22 年度末現在）

（単位：台）

	消防本部・ 消防署	小菅・丹波山 出張所	消 防 団	計
梯子車	1			1
工作車	1			1
化学消防車	1			1
消防ポンプ 自動車	2	2	24	28
小型動力 ポンプ付積載車	1		35	36
小型動力ポンプ	1	2	3	6
救急車 (うち高規格救急車)	3 (2)	2 (2)		5
その他	5			5

（資料：消防本部）

1-4-4 災害に強いまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

災害や事故に対する備えが十分にできている

災害時の被害が最小限に抑えられる

市民一人ひとりの防災意識が強いまちになっている

災害時の危機情報管理能力が向上している

地域の消防力が高いまちになっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・地域防災計画および国民保護計画の推進
- ・建築物の耐震強化
- ・孤立地区対策の充実・強化
- ・避難所の確保
- ・備蓄品の備蓄および有効活用

- ・災害時情報の周知
- ・治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進

- ・学校等における防災教育の充実
- ・自主防災組織等の防災・防火意識の高揚
- ・防災ボランティアの育成
- ・防災避難訓練の充実

- ・防災行政無線の更新
- ・消防・救急無線のデジタル化の推進

- ・消防施設の計画的整備の推進
- ・消防団施設の計画的整備の推進
- ・消防団の分団および部の再編・組織強化

1-4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

災害や事故に対する備えが十分にできている

●地域防災計画および国民保護計画の推進【総務管理課】

- ・地域防災計画および国民保護計画に基づき、大規模地震や風水害、武力攻撃事態等、大災害等に備えた危機管理体制を整備するとともに、市民総参加による訓練の実施を行うなど、「災害に強いまちづくり」の確立を目指します。

●建築物の耐震強化【総務管理課・建設課・施設所管課】

- ・災害時の避難場所等の防災拠点となる、市庁舎、学校施設、社会教育施設、福祉施設などの公共建物は、常に多くの人の利用に供する建物であり、万が一地震などの災害によりこれらの建物が倒壊した場合には多くの犠牲者を生み出すことから、防災拠点施設の耐震改修を行い、施設利用者の安全確保を図ります。
- ・木造住宅の耐震診断や耐震改修について支援を行い、地震などの災害による建物の倒壊を減らします。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防災拠点の耐震化率	50%	80%	60%	81%	防災拠点の耐震化の向上を図ります。

●孤立地区対策の充実・強化【総務管理課】

- ・本市は地形上、災害時に孤立地区が発生する確率が高いため、各家庭において食糧品等を備蓄するよう啓発します。
- ・大規模災害時の情報収集・伝達手段としてバイク隊の設置を検討します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ボランティアバイク隊の設置	—	—	—	編成	災害時の情報収集・伝達手段の強化を図ります。

●避難所の確保【総務管理課】

- ・避難所の見直しを推進します。

●備蓄品の備蓄および有効活用【総務管理課】

- ・市内15カ所の備蓄倉庫に備蓄してある非常用の食糧・飲料水等の適正な入れ替えを行います。
- ・計画的な入れ替え時期の繰り上げにより、それまで備蓄していた備蓄食糧等を防災教育等に用いるなど、その有効活用を図ります。

災害時の被害が最小限に抑えられる

●災害時情報の周知【総務管理課・建設課】

- ・県が指定した土砂災害警戒区域を資料としてハザードマップ*を作成し、地域住民へ周知するとともに災害時の被害軽減を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ハザードマップの作成	—	作成	未作成	作成・配布・活用	災害時の危険箇所を公表し、事前避難者を誘導します。

*ハザードマップ 防災地図のこと。災害発生の危険性を指摘したり、避難場所等が記されている地図。

1-4-4 災害に強いまちをつくる

●治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進【産業観光課・建設課】

- ・急傾斜地崩壊対策事業の事業主体である山梨県に、今後も事業採択を要望していきます。
- ・定期的なパトロールを行うことにより危険箇所の把握に努め防災対策を講じます。
- ・市単治山事業および、県と連携による県営治山事業を促進します。
- ・土砂の流出を抑制し、土石流による災害を事前に防止し、市民の生命・財産を守るため、土地所有者に対して砂防指定の理解が得られるよう、広報活動を行っていきます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防災工事新規採択件数	—	—	3か所/年	2か所/年	急傾斜地対策や治山・砂防事業の新規採択により危険箇所の解消を図ります。

市民一人ひとりの防災意識が強いまちになっている

●学校等における防災教育の充実【学校教育課・消防課・消防署】

- ・各教育施設管理者に地震災害に対応した防災計画の作成を指導します。
- ・児童・生徒に防災に関する知識を習得させるための教育の充実を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防災訓練等への講師派遣回数	42回	65回	66回	70回	防火訓練等への講師派遣数を増やし、防火意識の高揚を図ります。

●自主防災組織等の防災・防火意識の高揚【総務管理課・消防課・消防署】

- ・自主防災組織、各事業所および危険物施設等を中心に災害に強いまちをつくるため、防災訓練、防災出前講座を充実させ、防災・防火意識の高揚を図ります。
- ・火災から人命を守るため、広報活動等を積極的に行い、住宅・事業所等における住宅用火災警報器の設置を促進します。
- ・多くの市民が災害等から自らの身を守る「自助」の精神を持つための普及啓発活動を推進します。
- ・事業所等において、火気管理の不適による出火や消防用設備等の不備、教育訓練不足による延焼拡大などが多いことから、防火管理者の重要性を認識させるとともに、管理の徹底を図ります。
- ・危険物施設の火災については、人為的要因による事故が多く、さらにタンクの腐食等施設の劣化による事故が多いことから、事故防止のため立入検査を実施し、消防法の改正点と事故事例を活用した指導を行います。
- ・消防団や各自主防災会の活動を市が助成し、自主防災活動のさらなる促進を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
住宅用火災警報器の設置状況	—	50%	39.3%	100%	火災から人命を守るため、住宅用火災警報器の設置を促します。

●防災ボランティアの育成【総務管理課】

- ・地震や風水害等をはじめとする災害の発生に備え、自立する自主防災組織の活動を推進するため、「自助」、「互助」の観点から地域防災力の向上を目指し、防災活動を指導できる防災リーダーを養成します。

1-4 安心・安全を実感できるまち

●防災避難訓練の充実【総務管理課】

- 震災発生時に迅速に対応できるよう、地域住民・企業・学校等、全市民を対象とした防災訓練を実施します。実施にあたっては、より実践に近い訓練の実施に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防災訓練参加者割合 (全人口に対する割合)	—	—	35%	40%	防災訓練への参加意識の向上を図ります。

災害時の危機情報管理能力が向上している

●防災行政無線の更新【総務管理課】

- 市民に防災情報や行政情報を発信・伝達する防災行政無線を更新するため、デジタル化を含め、施設の更新について具現化します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
基本構想策定	—	—	—	策定	老朽化している防災行政無線の施設更新手法を検討します。

●消防・救急無線のデジタル化の推進【消防課・消防署】

- 現在の管轄エリアをすべてカバーするためには、新たな前進基地局の設備が必要です。現在、山梨県が県下一円を一つのエリアとしてデジタル化を検討しており、これに併せて効率的な無線の整備を進めます。

地域の消防力が高いまちになっている

●消防施設の計画的整備の推進【消防課・消防署】

- 消防水利整備計画を見直し、消火栓の設置を推進し、水利不足地域の解消を図ります。
- 高規格救急車の更新を図り、救急業務の高度化を推進することで、救命率の向上を図るとともに、業務の複雑多様化に対処します。
- 消防の広域化により、組織管理および財政運営等の効率化に努め、さらには大規模災害等への対応強化を図ります。

●消防団施設の計画的整備の推進【消防課・消防署】

- 常備消防との密接な連携体制を図り、消防資機材および消防水利の整備を計画的に推進します。

●消防団の分団および部の再編・組織強化【消防課・消防署】

- 地域の実情にあった消防団の組織化を促進します。
- 団員に対しての各種教育訓練の積極的な参加を促し、資質向上を図るとともに、団員確保に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
消防団再編	37部	30部	37部	30部	地域の実情にあった消防団の再編を行うとともに、団員確保、団員の資質向上に努めます。

1-4-5 犯罪のないまちをつくる

犯罪の発生や被害のない、安心して暮らせる環境整備を進めます。

現況と課題

登下校中の子どもを狙った事件や高齢者・主婦などを狙った振り込め詐欺、空き巣や車上荒らしなど、犯罪は私たちの身近で起きています。犯罪の質的变化に加え、地域の隣人関係の希薄さや無関心・無干渉が犯罪の発生を容易にし、治安の悪化をもたらす大きな要因となっています。

本市における犯罪の発生件数は、平成 14 年度をピークに減少傾向に転じていますが、犯罪の種類は、窃盗犯がもっとも多く、「振り込め詐欺」など新たな形態の犯罪も増えてきています。

住民が犯罪を防ぐための正しい知識を持つために公民館を通じた啓発活動に力を入れると伴に、老人クラブや防犯関係団体に対しての防犯に関する啓発活動の強化が必要です。

犯罪者がもっとも恐れるのは「住民の視線」です。市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、連帯感や団結力の強化により地域の防犯力が高まることで、不審者・犯罪者が侵入しづらい環境となり、犯罪は起こりにくくなります。このように、地域の治安を維持するためには警察や市からの情報を活用しながら、市民ができる範囲で自主的な防犯対策を講じることが大切であり、それが安全・安心して暮らすことのできるまちづくりにつながります。

◆犯罪発生件数の推移

(単位：件・件/千人)

年 次	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
犯罪件数	156	185	150	134	115	132
犯 罪 率	5.0	6.0	5.0	4.5	3.9	4.6

※ 犯罪率は人口 1,000 人あたり

(資料：大月警察署)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

みんなが犯罪に関する情報を知っている

地域が協力して犯罪が発生しにくいまちになっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・犯罪防止のための啓発活動および情報提供の充実

・地域防犯力向上の推進
・防犯灯の設置

1-4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

みんなが犯罪に関する情報を知っている

●犯罪防止のための啓発活動および情報提供の充実【市民課】

- ・今まで以上に市民一人ひとりが正しい防犯の知識を身につけ自衛することで、犯罪の発生が抑えられることから、日ごろの防犯意識を高めるため、大月警察署と連携し、犯罪の防止に役立つための啓発活動や地域に関する情報提供を行います。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防犯意識強化のための啓発活動	20回/年	25回/年	13件/年	20回/年	防犯関係団体との連携により、犯罪減数の減少に努めます。

地域が協力して犯罪が発生しにくいまちになっている

●地域防犯力向上の推進【市民課】

- ・地域におけるさまざまな活動が犯罪発生を抑止する環境づくりの大きな決め手となることから、犯罪発生に対して死傷のないまちづくりを目指し、市民・警察・行政が一体となって地域防犯力の向上を図ります。

●防犯灯の設置【建設課】

- ・夜間における道路上での犯罪防止対策として防犯灯の設置を行います。
- ・既設置防犯灯の設置箇所の見直しを行うとともに、維持管理の強化を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防犯灯設置基数	— (10基/年)	10%増	15基/年	20基/年	防犯灯の設置、既設防犯灯の適切な維持管理を行ない、犯罪を防止します。

1-4-6 交通事故のないまちをつくる

交通安全施設の充実を図るとともに、市民全員で交通安全ルールの遵守に努め、交通事故をなくします。

現況と課題

高齢化が進んでいる中で、交通事故は、交通量の多い幹線道路ばかりではなく、市道など身近な生活道路でも発生しています。

交通事故を防止するためには、交通弱者である高齢者や子供を対象とした交通安全学級を警察と協力して開催し、交通事故防止のための啓発活動を行っていきます。

◆人身事故発生件数の推移

(単位：件)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
国 道	114	102	104	89	91	77
県 道	14	12	4	3	9	3
市 道	33	0	20	13	8	10
その他	4	24	8	2	1	4
合 計	165	138	136	107	109	94

(資料：大月警察署)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

交通安全対策がしっかり実行されている



◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・交通安全計画の推進
- ・交通安全対策の充実
- ・交通安全施設の整備
- ・道路脇の樹木等障害物の除去推進

1-4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

交通安全対策がしっかり実行されている

●交通安全計画の推進【建設課】

- 生活道路において住民や警察と協力しながら効率的な安全施設の整備を進めていきます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
市道等での人身事故件数	— (37件)	0件	14件	0件	安全施設の整備を図り、交通事故の発生件数を減らします。

●交通安全対策の充実【市民課】

- 交通安全教室などの開催による指導・啓発を行うとともに、交通安全関係団体の活動を援助するなど、交通安全対策の充実を図り、交通事故の減少に努めます。

●交通安全施設の整備【建設課】

- 急峻な地形に位置する道路が多いことから、防護柵やカーブミラーなどの整備を計画的に進めます。

●道路脇の樹木等障害物の除去推進【建設課】

- 民地から道路に越権している樹木・庭木等は、車輛通行上大変危険であることから、所有者に除去を依頼するなど対策を講じ、良好な道路環境を維持します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
道路パトロール回数	3回/月	4回/月	2回/月	2回/月	道路パトロールを実施することで、樹木等の越権する箇所の早期発見に努めます。

